

## 第4章 地域包括ケアシステムの深化・推進

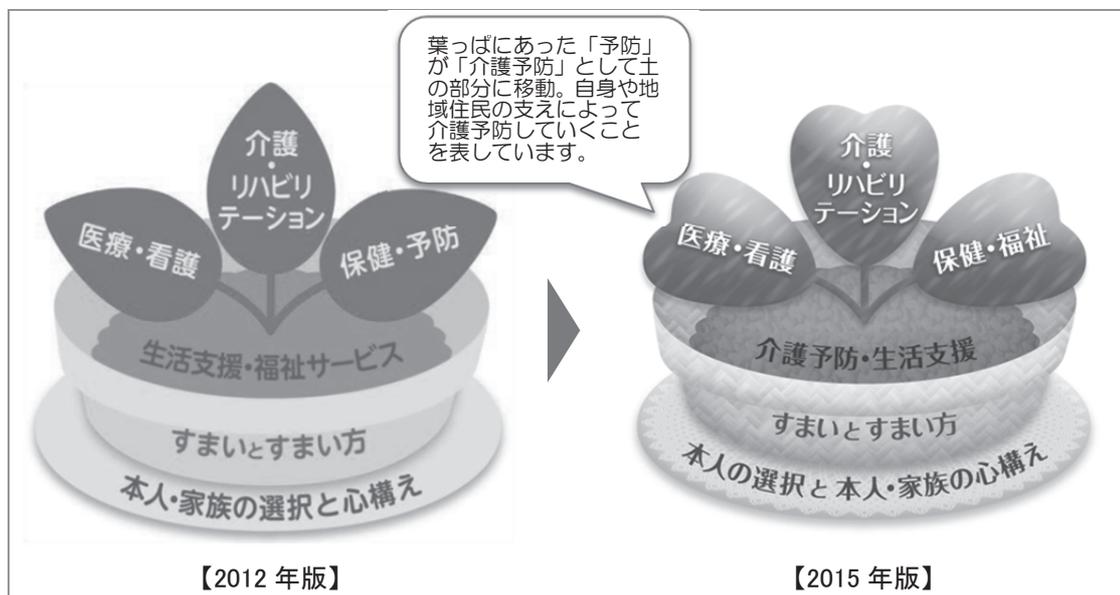
### 第1節 地域包括ケアシステムの構築

#### 1 地域包括ケアシステムの基本的理念

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付け、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

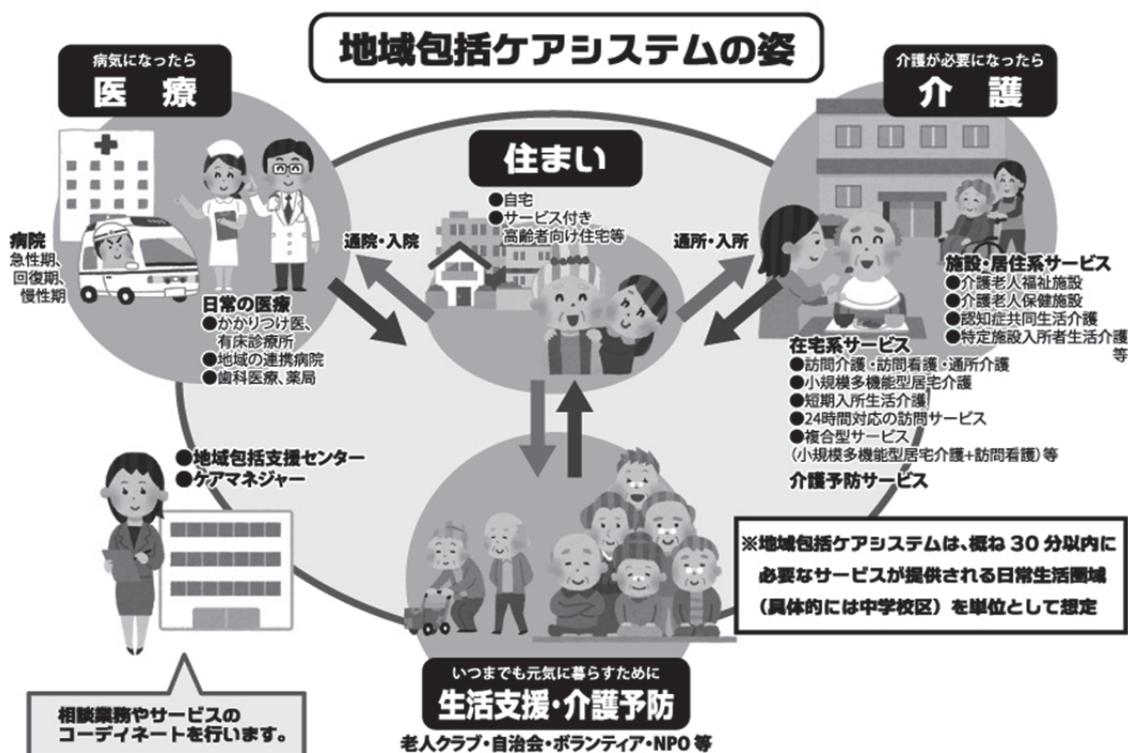
今後更に高齢化が進展していく中において、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要があります。特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）を見据え、「地域包括支援センター」が中心となり、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

図表：進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」



[出典]三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

図表：地域包括ケアシステムの姿



## 2 地域包括ケアシステムの中核機関（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、正看護師・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の医療介護福祉の専門職が中心となって、地域包括ケアシステムの中核機関として位置づけられています。高齢者等が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、関係機関とネットワークを構築し、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を実施していきます。

本町においては、町直営の「天城町地域包括支援センター」を保健福祉課内に設置し、適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑適切な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

地域包括支援センター必須事業

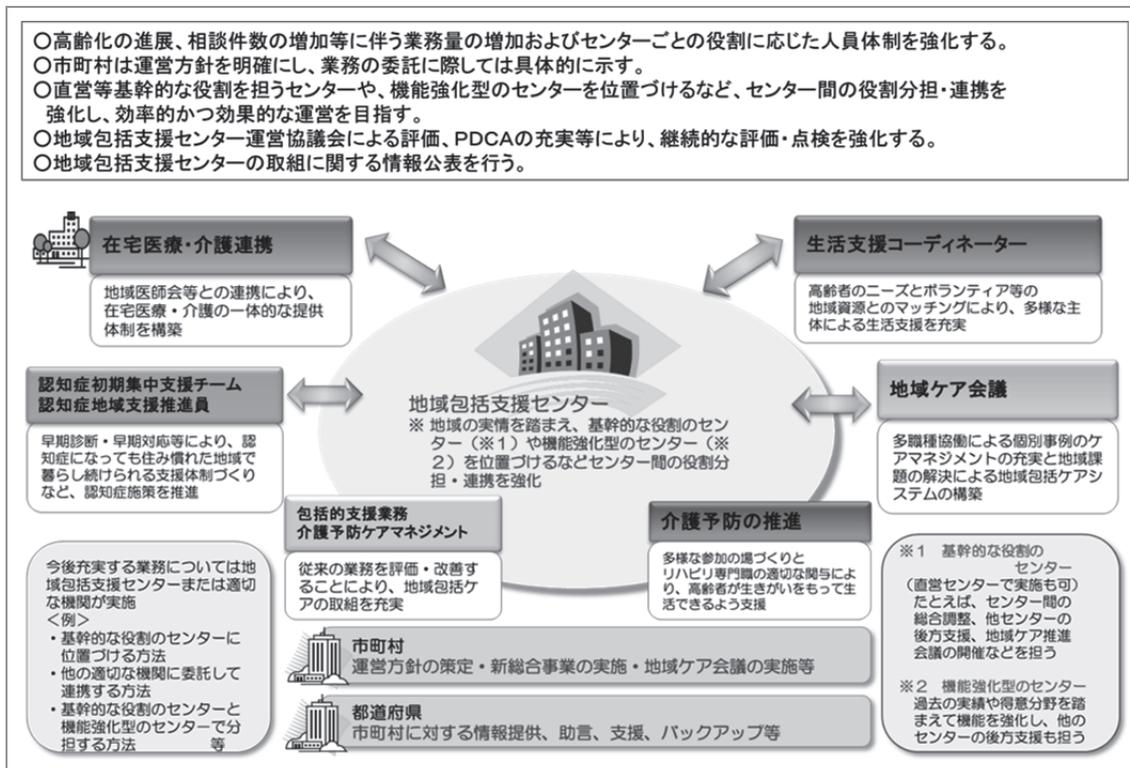
事業名		内容
介護予防・日常生活支援総合事業	一次予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ゆいゆいサロン・彩りサロン</li> <li>●地域リハビリテーション事業</li> <li>●高齢者元気度アップ・ポイント事業</li> </ul>
	サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護事業（身体介護・短期集中リハビリ）</li> <li>●通所リハビリ事業（短期集中リハビリ）</li> <li>●介護予防ケアマネジメント事業</li> </ul>
包括的支援事業	総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域におけるネットワークの構築</li> <li>●実態把握</li> <li>●総合相談支援</li> <li>●災害時要配慮者・要援護者台帳整備</li> <li>●平常時見守り支援体制</li> <li>●見守り地域連絡会</li> </ul>
	権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度の活用促進</li> <li>●高齢者虐待への対応</li> <li>●その他 （困難事例への対応・消費者被害防止のための情報提供等）</li> </ul>
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携体制の構築</li> <li>●介護支援専門員への支援・指導助言</li> </ul>
	重点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療・介護連携推進事業</li> <li>●生活支援体制整備事業 （生活支援コーディネーター設置事業）</li> <li>●認知症施策推進事業 （認知症初期集中支援チームの設置・認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの開催）</li> <li>●地域ケア会議推進事業</li> </ul>
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族介護支援事業</li> <li>●その他（配食サービス事業） （認知症サポーター養成事業）</li> <li>●介護給付適正化事業（施設・居宅ケアプラン点検）</li> </ul>
指定介護予防支援事業 （※委託可能）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防給付に関するケアマネジメント業務</li> </ul>

### 3 地域包括支援センターの機能強化

自立支援、介護予防・重度化防止等の基盤整備、在宅医療・介護連携や認知症施策等の実施を通じて、地域ケアシステムを深化・推進していく上で、その中核的な機能を担う地域包括支援センターにおいて、適切な人員の確保に努めるとともに、関係機関とのさらなる連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営を目指します。

また、地域包括支援センターの事業評価を行うこととし、その評価指標については、全国統一の指標を用いて、他の市町村と比較するとともに、地域包括支援センター運営協議会等において、評価・点検します。

図表：地域包括支援センターの機能強化



[出典]厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料」

## 4 地域包括ケアシステムの深化・推進にむけた施策の展開

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ●● 自立支援、介護予防・重度化防止への取組の推進

→様々な地域資源を活用し、高齢者一人ひとりの状態に応じた自立支援、介護予防・重度化防止の取組を推進します。

#### ●● 在宅医療・介護連携の推進

→地域包括支援センターが中心となり、医療と介護のネットワーク構築を推進します。

#### ●● 地域ケア会議の充実

→高齢者個人や地域課題を共有するとともに、その解決に向け、多職種協働による取組を推進します。

#### ●● 認知症施策の総合的な推進

→新オレンジプランと整合性を図りながら、認知症施策を総合的に推進します。

#### ●● 生活支援サービスの充実

→多様な生活支援サービスの供給体制を構築し、地域における支え合い体制づくりを推進します。

#### ●● 地域支援事業（任意事業）における生活支援の充実

→地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

#### ●● 地域活動や社会参加の促進

→地域の高齢者の主体的な参加を促しつつ、多様な社会参加の場づくりを推進し、活動機会の充実を図ります。

## 第2節 介護予防の推進

### 1 介護予防施策の全体構成

介護保険における予防給付に加え、様々な地域資源を活用し、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防・重度化防止の取組を推進します。

介護予防・日常生活支援総合事業		予防給付
一般介護予防	介護予防・生活支援	
●ゆいゆいサロン ●いきいきサロン ●彩りサロン ●地域リハビリテーション事業 ●高齢者元気度アップ・ポイント事業 ●高齢者元気度アップ地域活性化事業	訪問型	◇介護予防福祉用具貸与 ◇特定介護予防福祉用具販売 ◇住宅改修 ◇介護予防通所リハビリ ◇介護予防訪問リハビリ ◇介護予防訪問看護 ◇介護予防居宅療養管理指導
	●身体介護 ●短期集中リハビリ	
	通所型	
	●短期集中リハビリ	

### 2 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域作りを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として、総合事業に位置づけるものです。

★目標：「介護予防」の言葉と内容を周知し、住民への意識改革を図り、介護予防の取組内容を充実させ、住民が自らの健康・介護予防を意識することができる。

★具体的内容

- ① 介護予防への取組について、広報や講話等を開催し周知を図ります。
- ② 閉じこもりの方や転倒リスクの高い方等を対象にサロンへの参加を勧奨します。

- ③ ゆいゆいサロン参加者だけでなく住民へ広報を行い、自らの健康づくり・介護予防に取り組めるように、ゆいゆいサロンでの健康教室・栄養教室を開催します。
- ④ 転倒リスクが高く、自宅でのリハビリを希望される方に対し、理学療法士・作業療法士を派遣し、個別プログラムを作成し効果的なりハビリに取り組めるよう取り組みます。
- ⑤ 高齢者の健康づくりや社会参加活動に対してポイントを付与し、高齢者の活動促進を図ります。



事業名	事業内容	実施施設
ゆいゆいサロン	概ね 65 歳以上の方を対象に各集落において週 1 回 2 時間で健康チェック、生活機能向上のための体操、脳活性化運動、レクリエーション等を実施します。	各集落の公民館等
いきいきサロン	要介護状態まででないまでも基本チェックリストに該当する者で、地域サロンへの参加が困難な方を対象に、専門職のサポートを得て定期的なりハビリを実施します。	未定
彩りサロン	65 歳以上の方で閉じこもり傾向にある方を対象に 2 週間に 1 回カラオケ、脳活性化運動、レクレーションを実施します。	保健センター
元気度アップ・ポイント事業	高齢者の健康づくりや社会参加活動に対してポイントを付与し、ポイントを蓄積した高齢者の申請に応じて地域商品券へ交換することで高齢者の活動促進を図ります。	承認された活動において登録された場所
元気度アップ地域活性化事業	65 歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対し、地域商品券に交換できるポイントを付与して、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。	承認された活動において登録された場所
地域リハビリテーション活動支援事業	①介護予防の取組を機能強化するため理学療法士等の専門職による地域サロンスタッフ等への実践指導や助言を行い、スキルアップを図ります。 ②転倒リスクが高い方のお宅を訪問し、個別評価を行いリハビリプログラムの作成を行い支援します。	地域包括支援センター
介護予防体操の普及啓発	①A Y T 放送を活用し、自宅でもできるゆいゆいサロンでの体操を紹介します。またサロン参加のきっかけとなるよう取り組みます。 ②専門職からのアドバイスを基に介護予防体操の放送を行います。	A Y T 放送

### 3 介護予防・生活支援サービス事業

#### (1) 訪問型サービス

生活援助が必要な方に対し、利用者の自宅において日常生活動作の自立を図るために身体機能向上への取組を支援するサービスです。既存の訪問介護事業所によるサービス提供に加え、住民による地域の支えあいの仕組みづくりや有償ボランティア等の拡充を図りきめ細かなニーズに対応できるよう新たな地域の社会資源を活用していきます。

##### ●訪問介護

事業所のヘルパー等が家庭を訪問し利用者の生活機能維持、向上を図る観点から、身体介護サービスの提供を行う。

##### ●C型（短期集中）

医療機関のリハビリ専門職による訪問支援。生活動作、家事動作等の自立に向けて本人、家族、介護スタッフ等へ助言指導。

(単位:人)

	第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	1	4	3	3	3	3
訪問リハビリC	0	2	0	3	3	3

※平成29年度については、平成30年2月末時点での実績値。

#### (2) 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場などを提供し、心身機能の維持や改善を図るとともに、日常生活上の支援を行っていくサービスです。既存の通所介護事業所の活用を図るとともに、通所リハビリテーション事業所の一部活用、また住民主体の地域サロン等を事業として、多様なニーズに対応できる事業展開を検討していきます。

##### ●C型（短期集中）

通所リハビリテーション事業所へ委託して実施。通所による身体機能、生活機能向上の取組。

(単位:人)

	第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所リハビリC	0	10	3	12	12	12

※平成29年度については、平成30年2月末時点での実績値。

### (3) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

(単位:人)

	第6期計画(実績値)			第7期計画(見込値)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防ケアマネジメント	17	8	4	6	7	8



## 第3節 在宅医療・介護連携の推進

### 1 在宅医療・介護連携の推進

医療介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携体制を推進します。

#### (1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、一覧表を作成します。作成した一覧表は、地域の医療・介護関係者間の連携に活用します。

#### (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参加する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。

#### (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる、具体的取組を企画・立案します。

#### (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有ツールを整備するなど、医療・介護関係者の情報共有を支援します。また、整備した情報共有ツールの使用状況の把握を行い、必要に応じて改善の検討等を行います。

#### (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付け、必要に応じて退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や患者、利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う体制の構築を推進します。

#### (6) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

(7) 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議します。



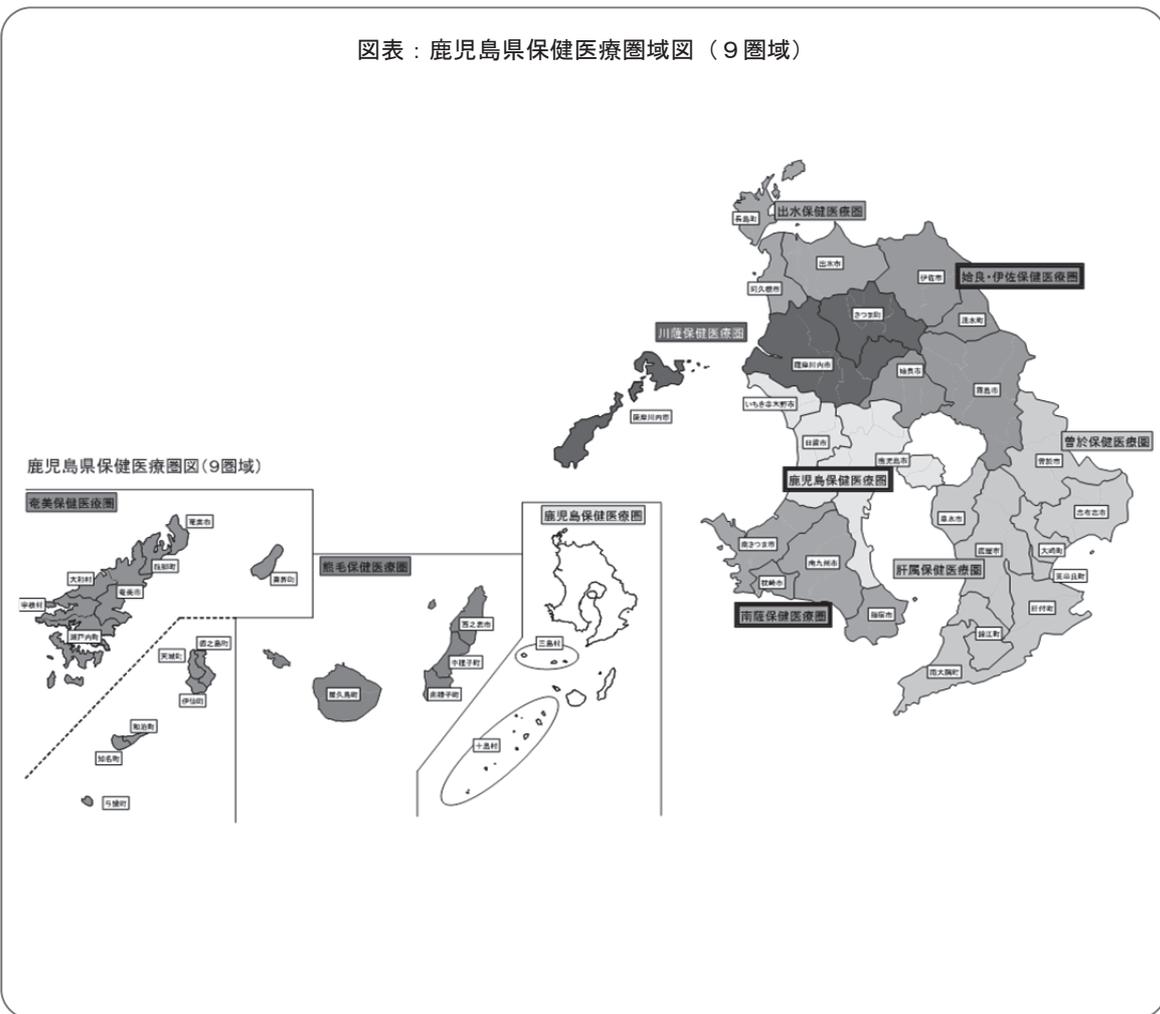
## 2 医療計画との整合性の確保

住み慣れた地域で安心して在宅療養が受けられるように、医療と介護及び在宅医療に関わる関係機関の多職種が連携し、情報の共有や切れ目のない支援を行うことができるよう、地域の現状把握や連絡調整等に努めます。

平成 30 年度以降、本計画と、鹿児島県が策定する医療計画の策定・見直しのサイクルが一致することとなります。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要です。

平成 28 年度に鹿児島県は、「鹿児島県地域医療構想」を策定しました。これは、医療計画の一部として策定されたもので、団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年を視野に、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切にするための指針です。ここに示された在宅医療整備の目標値と、本計画において掲げる介護のサービスの見込量が統合的なものとなるよう、県の主導による「医療・介護の体制整備に係る協議の場」において整合性を確保しました。

図表：鹿児島県保健医療圏域図（9 圏域）



## 第4節 地域ケア会議の充実

### 1 地域ケア会議

高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に行うことが重要です。これを実現する手法が地域ケア会議です。

### 2 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、多職種の専門職の協働の下で、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体をいいます。

### 3 地域ケア会議の内容

○高齢者個人が抱える課題を、医療や介護等の専門職や民生委員などの多職種が協働して解決を図ることで、住み慣れた地域で自立した尊厳のある生活を送れるよう支援します。

○多職種連携による高齢者の個別課題の解決を積み重ねることで、その地域に共通した課題を明確にし、共有していきます。

○共有された地域課題を解決するのに必要な資源開発や地域づくりを行い、さらには政策形成につなげていくことで、その地域全体における高齢者の支援を充実させていきます。

## 第5節 認知症施策の総合的な推進

### 1 認知症施策の推進

平成27年1月27日に新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)が策定されました。これは、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指したものです。

天城町では、新オレンジプランの7つの柱に沿って認知症施策を総合的に推進していきます。

#### 新オレンジプランの7つの柱

- 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 3 若年性認知症施策の強化
- 4 認知症の人の介護者への支援
- 5 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- 7 認知症の人やその家族の視点の重視



#### (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症高齢者の数は2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人に達すると見込まれており、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発の推進を図っていきます。(認知症サポーター養成)

## (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

### ① 本人主体の医療・介護等の徹底

認知症の人が持つ力を最大限に活かしながら、地域社会の中でなじみの暮らしや関係が継続できるように支援していくことは、本人主体の医療・介護等の基本理念です。そのことを改めて認知症の医療・介護等に携わるすべての者が共有し、医療・介護等の質の向上を図っていきます。

### ② 発症予防の推進

運動、口腔機能の向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営によるサロンなど地域の実情に応じた取組（ゆいゆいサロン、彩りサロン、高齢者元気度アップ・ポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業）を推進していきます。

### ③ 早期診断・早期対応のための体制整備

認知症初期集中支援チームを設置し、医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。対象は40歳以上の方で、対応期間は概ね6か月とします。

### ④ 行動・心理症状（BPSD）や身体合併症への適切な対応

認知症の人が、その時の心身の状態に応じ、在宅・医療機関・介護施設等の最もふさわしい場所で適切なサービスが受けられる循環型の仕組みを構築してきます。また、身体合併症への対応を行う一般病院の医療従事者等の認知症対応力向上を図るための研修会を実施します。

### ⑤ 医療・介護等の有機的な連携の推進

認知症ケアパス（認知症の状態に応じた支援や医療、介護サービスのガイドブック）を確立し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるようにその活用を推進していきます。また、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う認知症地域支援推進員を配置します。

## (3) 若年性認知症施策の強化

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、居場所づくり等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていきます。

#### (4) 認知症の人の介護者への支援

認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、家族など介護者の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

#### (5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

##### ① 生活支援

独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増加するため、買い物、掃除などの家事、買い物弱者への宅配等のサービス提供の支援、高齢者サロン等の設置を推進します。(高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の推進、配食サービス事業の実施)。

##### ② 就労・社会参加支援

高齢者の方が生きがいを持って生活できるよう、就労、地域ボランティア活動等の社会参加を促進します。(高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の推進)

##### ③ 安全確認

独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護、詐欺などの消費者被害の防止を目的に、地域での見守り体制を整備します。(見守り協定の締結、地域見守り連絡会の開催、認知症 SOS 徘徊登録の推進)

認知症の人や高齢者の権利擁護のため、成年後見制度等の周知や利用促進を行います。



### 認知症 SOS 徘徊登録

- 認知症の徘徊のある方を対象に緊急時の連絡対応ができるように SOS 登録を行います。氏名・年齢・生年月日・住所・緊急連絡先・身体的特徴・顔写真を登録し、緊急時情報を共有し検索にあたるようにします。
- 地域包括支援センターで相談を受け徘徊や徘徊の可能性のある方に登録を促し対応していきます。登録情報については、総務課消防交通係にも情報をつなぐとしています。

### 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の利用に当たり判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者に対し成年後見開始等の審判の申し立てに関わる収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料に対する報酬を助成します。また、成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬を助成します。
- 助成対象者は、生活保護を受けている者。または、その申し立てに要する費用又は成年後見人等に対する費用を負担することが困難であると町長が認める者。

### 災害時における要配慮者・要支援者支援

ひとり暮らしの高齢者や障害者等（以下「要配慮者・要支援者」という。）が、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進及び災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、平常時における見守り台帳、災害時における要援護者台帳を整備し、地域の協力体制・避難支援体制の推進をしていきます。

# 認知症の人を支える社会資源の整理シート「天城町認知症ケアパス」

## (地域の社会資源を認知症の生活機能障害ごとに整理する)

<介護保険事業計画をふまえた社会資源整備の考え方>  
 現在ある社会資源を活用しながら地域での生活を支えていく

認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人で難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護予防・悪化予防	一次予防教室 二次予防教室 ゆいゆいサロン 彩りサロン 生協班会 認知症サポーターサポート医	一次予防教室 二次予防教室 ゆいゆいサロン 彩りサロン 生協班会 認知症サポーターサポート医	通所介護 生協班会 認知症サポーターサポート医	通所介護 訪問リハビリテーション 認知症サポーターサポート医	通所介護 訪問介護 認知症サポーターサポート医
他者とのつながり支援	ゆいゆいサロン 彩りサロン 認知症サポーター訪問配達 公民館講座・祭り・イベント 集落行事・老人会・女性連 ボランティアグループ	ゆいゆいサロン 彩りサロン 認知症サポーター訪問配達 公民館講座・祭り・イベント 集落行事・老人会・女性連 ボランティアグループ	通所介護 認知症サポーター訪問配達 公民館講座・祭り・イベント 集落行事・老人会・女性連 民生委員・近隣住民 ボランティアグループ	通所介護 訪問介護 認知症サポーター ボランティア団体ゆいわく	通所介護 訪問介護 ボランティア団体ゆいわく
仕事・役割支援	ゆいゆいサロン 公民館講座・子供会参加 畑・無人販売・有人市 シルバー人材センター 選挙	ゆいゆいサロン 公民館講座・子供会参加 畑・無人販売・ シルバー人材センター 選挙	通所介護 ゆいゆいサロン 畑・無人販売 子供会参加 選挙	通所介護	通所介護 訪問介護
安否確認・見守り	緊急通報装置・金融機関 配食サービス・訪問配達 在宅福祉アドバイザー まごころ弁当 認知症サポーター ボランティアグループ 民生委員・女性連	緊急通報装置・金融機関 配食サービス・訪問配達 在宅福祉アドバイザー まごころ弁当 認知症サポーター ボランティアグループ 介護支援専門員 民生委員・女性連	緊急通報装置・金融機関 配食サービス・訪問配達 在宅福祉アドバイザー まごころ弁当 認知症サポーター ボランティアグループ 介護支援専門員 民生委員・女性連	緊急通報装置・金融機関 配食サービス・訪問配達 在宅福祉アドバイザー まごころ弁当 認知症サポーター 介護支援専門員 民生委員・女性連	緊急通報装置 訪問介護 通所介護 介護支援専門員
生活支援	配食サービス 訪問介護 まごころ弁当 結いネット・生活支援員 金融機関・地域商店 美容室・理髪店 ボランティアグループ	配食サービス 訪問介護 まごころ弁当 結いネット・生活支援員 福祉サービス利用支援事業 (金銭管理：社会福祉協議会) 近隣住民・移動販売 ボランティアグループ	配食サービス まごころ弁当 移送サービス ボランティアグループ 訪問介護 通所介護	訪問介護 通所介護 介護支援専門員	通所介護 訪問介護 ショートステイ
身体介護			通所介護 訪問介護 訪問看護	通所介護 訪問介護 訪問看護	通所介護 訪問介護 訪問看護
医療	かかりつけ医・薬局 認知症サポート医	かかりつけ医・薬局 認知症サポート医	かかりつけ医・薬局 認知症サポート医 訪問看護・訪問診療 居宅療養管理指導(薬剤師) 介護支援専門員	かかりつけ医 認知症サポート医 訪問看護・訪問診療 居宅療養管理指導(薬剤師) 介護支援専門員	かかりつけ医 訪問看護・訪問診療 居宅療養管理指導(薬剤師) 介護支援専門員
家族支援	地域包括支援センター 民生委員 在宅アドバイザー 認知症サポーター 認知症カフェ	地域包括支援センター 民生委員 在宅アドバイザー 認知症サポーター 認知症カフェ 結いネット	地域包括支援センター 民生委員 在宅アドバイザー 認知症サポーター 認知症カフェ 介護支援専門員	地域包括支援センター 民生委員 在宅アドバイザー 認知症サポーター 認知症カフェ 介護支援専門員	地域包括支援センター 民生委員 在宅アドバイザー 認知症サポーター 認知症カフェ 介護支援専門員
緊急時支援 (精神症状がみられる等)	島内入院医療施設 消防・役場・警察 近隣住民・区長・民生委員	島内入院医療施設 消防・役場・警察 近隣住民・区長・民生委員	島内入院医療施設 消防・役場・警察 近隣住民・区長・民生委員	島内入院医療施設 消防・役場・警察 近隣住民・区長・民生委員 介護支援専門員	島内入院医療施設 近隣住民・区長・民生委員
住まい サービス付き 高齢者住宅等	ケアハウスいこいの里 サービス付き高齢者住宅南風園	ケアハウスいこいの里 サービス付き高齢者住宅南風園	ケアハウスいこいの里 サービス付き高齢者住宅南風園	有料老人ホーム	
グループホーム、 介護老人福祉施設等 居住系サービス			認知症対応型共同生活介護 家族会	認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設

## 第6節 生活支援サービスの充実

### 1 生活支援サービスの体制整備

高齢者が地域で自立した生活を維持できるよう、多様な生活支援サービスの供給体制を構築し、高齢者を支える地域支え合いの体制づくりを推進していきます。

#### (1) 生活支援コーディネーターの設置

ボランティア等生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」配置するとともに、生活支援サービスの充実を図ります。

**目標：**天城町では、第一層（天城町全域）生活支援コーディネーターは設置されているため、第一層の機能強化と第二層（中学校区）生活支援コーディネーターの充実を目指します。

#### 具体的内容：

- 1 各年度に年2回、ボランティアグループや通いの場の取組紹介を行い住民への周知を図ります。
- 2 介護・介護予防についての取組内容の説明会を未実施集落で開催し、全住民への周知を図れるよう計画します。
- 3 65歳以上の高齢者を含む任意団体が行う互助活動に対してポイントを付与し、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。

**期待される効果：**

- 1 第二層生活支援コーディネーターの発掘
- 2 担い手の発掘とボランティア活動の推進
- 3 新たな通いの場の立ち上げと運営支援

#### (2) 協議体の設置

**目的：**生活支援・介護予防のサービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進する。

**役割：**地域のニーズの把握、地域づくりにおける意識の統一を図る場、企画・立案・方針策定を行う場

**協議体の構成団体**：行政機関（社会教育課、企画課、保健福祉課等）、生活支援コーディネーター、地域の関係者（民生委員、民間企業、ボランティア団体、シルバー人材センター等）。

## 2 高齢者福祉サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、また、心身機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が要介護状態にならないよう予防的視点を重視し、介護保険サービス以外にも様々な福祉サービスを提供します。

### （１）敬老祝金支給事業

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の長寿を祝福して敬老の意を表すため敬老祝金を支給する事業です。

区分	実績値	見込み値		
	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支給者数（人）	240	259	279	310
支給額（千円）	2,920	3,070	3,230	3,600

### （２）在宅高齢者アドバイザー設置事業

アドバイザーとして登録された方が、65 歳以上の寝たきり、ひとり暮らしの高齢者世帯を巡回訪問し、安否確認や声かけを行います。

区分	実績値	見込み値		
	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
アドバイザー 見込数（人）	160	162	162	163

### (3) 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らし高齢者の緊急時（災害、病気等）に迅速に支援する体制を確立するため、緊急通報装置の給付を行います。

区分	実績値	見込み値		
	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置人数（人）	2	2	2	2
設置延べ台数（台）	11	13	15	17

### (4) 敬老バス無料乗車証交付事業

高齢者が、豊かななかにも生きがいのある生活を送ることができるよう配慮するため、町内全域を利用区間とし、バスの無料乗車証を交付する事業です。

区分	実績値	見込み値		
	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
交付者数（人）	21	25	25	24
交付延べ人数（人）	241	266	291	315

### (5) 高齢者実態把握事業

地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行います。

## 第7節 地域支援事業（任意事業）における生活支援の充実

### 1 事業の目的と対象者

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るようにするため、介護保健事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

事業の対象は、被保険者、要介護被保険者を現に介護する方その他個々の事業の対象者として市町村が認める方です。

### 2 事業内容

#### （1）介護給付等適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します（第4章 第1節に記載）。

#### （2）家族介護支援事業

介護方法の指導やその他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施します。

##### ①介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした教室の開催（在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策を活用し実施）。

##### ②認知症高齢者見守り体制の構築

天城町高齢者等見守りに関する民間事業所との協定締結。

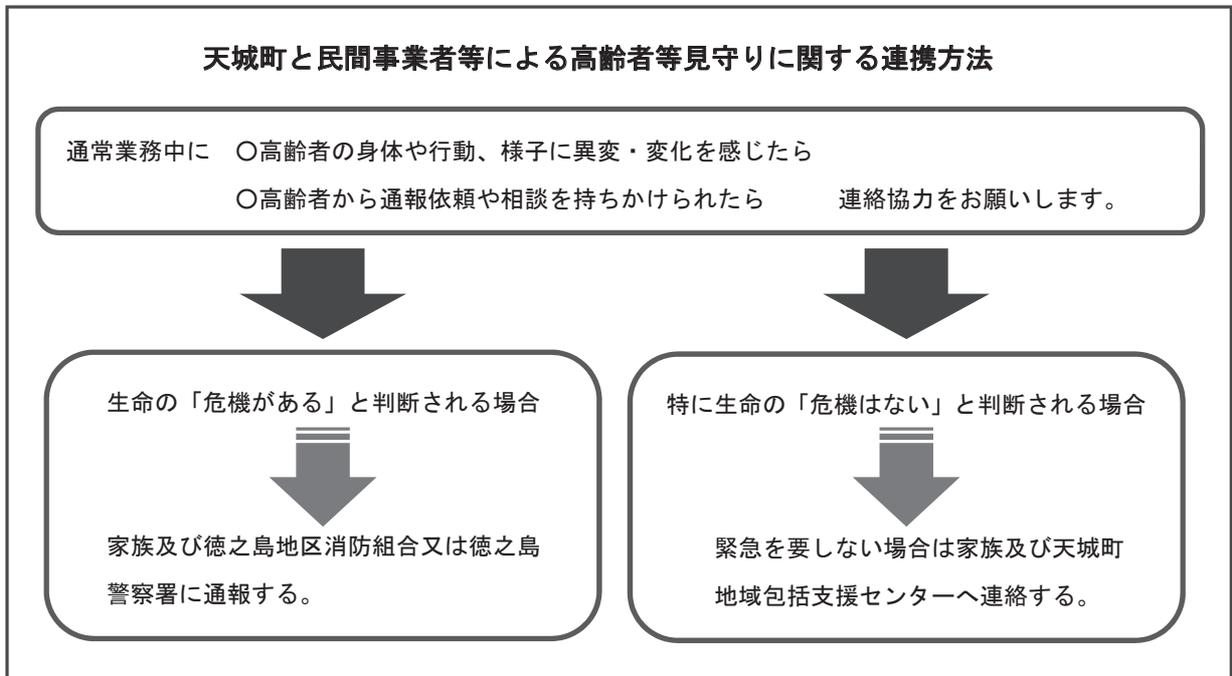
ア 民間事業者等は、高齢者等の見守り、安否確認、声かけ、緊急事態等への対応を行うものし、高齢者等の異変に気づいたときは、町に連絡します。

イ 町は、連絡を受けた場合は、速やかに必要な支援及び対応を行います。

ウ 民間事業者等は、緊急時等高齢者等の安全確保の上で必要と判断した場合は、徳之島警察署及び徳之島地区消防組合に通報します。

エ 民間事業者等は、活動上知り得た個人情報了他に漏らしてはなりません。

協定締結事業所	地域支援協力関係事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>○奄美大島信用金庫 天城支店</li> <li>○奄美信用組合 天城支店</li> <li>○平土野郵便局</li> <li>○西阿木名郵便局</li> <li>○あまみ農業協同組合天城事業本部</li> <li>○天城町エルピーガス協業組合</li> <li>○米元ガス販売社</li> <li>○合資会社 徳田百貨店</li> <li>○合資会社 永岡商店</li> <li>○天城住宅設備</li> <li>○奄美新聞天城販売所</li> <li>○南海日日新聞天城販売所</li> <li>○南日本新聞天城販売所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○徳之島地区消防組合 天城分遣所</li> <li>○平土野駐在所</li> <li>○松原駐在所</li> <li>○天城町民生委員・児童委員協議会</li> <li>○天城町老人クラブ連合会</li> <li>○天城町区長連絡協議会</li> <li>○天城町地域女性団体連絡協議会</li> <li>○天城町社会福祉協議会</li> <li>○天城町食生活改善推進員連絡協議会</li> <li>○生協在宅サービスセンターとくのしま 居宅介護支援事業所</li> <li>○ケアサポート天寿園</li> <li>○天城町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所</li> <li>○徳洲会介護センター</li> <li>○南風 居宅介護支援事業所</li> </ul>



### ③家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

ア 健康相談・疾病予防事業・・・総合相談支援事業及び介護予防事業にて対応。

イ 介護者交流会の開催・・・在宅医療・介護連携推進事業を活用します。

ウ 介護者自立支援

#### i 家族を慰労するための事業・・・天城町家族介護慰労事業

内 容：家族介護慰労金として、年額 100,000 円を給付します。

対象者：要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けている高齢者等を現に介護している家族。また、介護を受けている在宅高齢者及び介護を行う家族等とともに住民税非課税世帯員であること。申請日を基準として過去 1 年間介護保険サービスを受けなかった者を介護していること。

#### ii 介護用品の支給・・・家族介護用品支給事業

内 容：毎月、家族介護用品支給引換券（4,000 円）を受けることが出来ます。対象介護用品は、紙おむつ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・その他介護を行うために日常的に必要となる介護用品とします。

対象者：介護を必要とする在宅高齢者を現に介護している家族等、介護を受ける在宅高齢者及び介護を行う家族等とともに住民税非課税世帯課税者が同居の場合は対象外とします。

※申請があった場合、実態調査に基づき調査票を作成し、天城町地域包括ケア会議にて支給の可否を決定します。

### (3) その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

#### ①成年後見制度利用支援事業

内 容：成年後見制度の利用に当たり判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見開始等の審判の申立に関わる収入印紙代・登記印紙代・郵便切手代、診断書料及び鑑定料に対する報酬や成年後見人・保佐人又は補助人に対する報酬を助成します（月額上限あり）。

対象者：生活保護を受けている者、その他申立てに要する費用又は成年後見人等に費用を負担する事が困難であると町長が認める者。

## ②認知症サポーター等養成事業

目的：認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

内容：キャラバン・メイト養成研修を終了した者が講師となり、60分以上の認知症の基礎知識等についての研修を実施し、研修終了者には認知症サポーターの証としてのオレンジリングを交付します。

対象者：天城町住民（各種団体・学校・その他）。

## ③地域自立生活支援事業

（地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業：配食・見守り等）

目的：高齢者等の栄養改善と健康の保持を図り、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り在宅において日常生活を営むことができるように事業を実施します。

内容：必要と認められた者に対し、配食サービスの実施と安否確認を行います。（1食350円の利用料助成を行います。）

対象者：65歳以上で食生活の改善が必要な特定高齢者、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯、同居者がいるが仕事等で食生活の援助が受けられない高齢者、65歳未満で介護認定を受けている者。

可否：申請があった場合、実態調査に基づき調査票を作成し、天城町地域包括ケア会議にて支給の可否を決定します。

## 第8節 地域活動や社会参加の促進

### 1 社会参加の促進と活動機会の充実

#### (1) 老人クラブの育成支援

老人クラブは、高齢者が自らの生活を健康で豊かなものにするための自主的な組織です。現在、14 単位クラブ、会員数 1,095 名、加入率 41.3%となっており、全国三大運動「健康・友愛・奉仕」の名のもとに各種研修会、交流会、清掃作業、世代間交流、スポーツ大会、花壇の清掃などの活動を展開しています。

しかしながら、役員の高齢化にともない、新しい後継者の育成にせまられています。今後も、老人クラブ連合会助成、単位老人クラブ助成を継続しながらクラブの育成を支援します。

#### (2) 異世代交流の推進

各老人クラブ等を中心とした伝統行事の継承活動の充実や異世代間の交流活動を通じて、地域の中での交流が育まれるように、学校や各関係団体のネットワークを形成し、地域の住民の主体的な活動を支援していきます。

#### (3) 地域の多様な主体との連携

高齢者が生き生きと豊かに生活していくためには、行政の行う保健福祉や介護サービスの提供のみならず、高齢者の生きがいつくりや社会参加の場の確保が重要になってきます。このため、さまざまなボランティア活動、生きがいつくり活動等の地域住民活動、企業の活動と協働し、官民共同での生きがいつくり・社会参加の促進に努めます。

### 2 地域での支え合い

#### (1) 隣近所の支え合いの推進

高齢者が安心して地域で生活できるよう、また、家族の介護負担が軽減できるよう、隣近所による見守り・支援の取組を働きかけていきます。併せて、地域の老人クラブ等を中心にした高齢者同士の支え合い活動等の活性化も支援します。

#### (2) ひとり暮らし高齢者等への支援

従来から実施しています緊急通報システム・災害要援護者支援システムを継続し、安心・安全な暮らしを支援します。

### (3) 介護経験者による支え合い

家庭での介護問題は、それを経験したことのある介護者にしかわからないこともあります。介護者の苦悩を軽減するには、同じく介護に関する苦悩を共有する理解者の存在が重要であり、また、地域にとっても貴重な存在です。介護の経験を地域に還元し、また、現在介護をしている介護者の精神的負担の軽減を図れるよう、介護者同士の交流機会の提供に努めます。

### (4) 高齢者関係団体等との連携

#### ①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつで、市区町村、都道府県、中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されています。一定の地域社会において、社会福祉、保健衛生、その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加・協力を得て、地域の実情に応じた住民の福祉の増進を目的とする民間の自主組織です。

具体的な活動内容は、それぞれの地域の実情・特殊性により広範・多岐にわたっており、生活福祉資金の貸付、心配ごと相談等の援護活動、老人クラブの育成・援助、敬老行事、老人福祉活動、ボランティア活動の育成・援助、在宅援護活動の実施等となっています。

#### ②民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員協議会は民生委員法に基づき、組織するよう義務づけられています。その組織活動などにおいては、地域住民との信頼関係を確立しながら、町行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉事務所、保健所等の諸関係機関と連携しながら、あらゆる福祉ニーズについての相談・支援活動を行い、自立への援助を行っています。

#### ③在宅福祉アドバイザーネットワーク

一人暮らし世帯、寝たきり世帯、身体障害者、知的障害者、精神障害者などを対象に地域の活動協力員が分担し、声かけや安否確認、話し相手や困ったときの支援及び地域の生活課題に関する情報提供を行っています。

### 3 高齢者雇用の促進

急速に高齢化が進む中、仕事を生きがいとしている高齢者も多く、高齢者が長年培った知識・経験を雇用・就業の場に生かしながら、その意欲と能力に応じて社会を支えていく体制づくりが重要となります。

天城町においても、高齢者が技術と経験を生かせる機会を提供し、高齢者の社会参加への意欲向上と生きがいを持った豊かな生活を目指すようシルバー人材センターの育成を図ります。

